

国民健康保険料 納入通知書が来たら 減免申請はすみしましたか 国保加入者の6割の方が減免されます

減免対象となる方には、この用紙が納入通知書に同封されています。同封されていれば、必ず減免されます。

国民健康保険（国保）には申請をすると保険料や医療費などの負担が軽減される制度があります。その中に市内約20万世帯が特別軽減の対象となる制度があります。しかしあまり利用されていないのが実情です。

通知書の減額額⑥の「割合」という箇所に2・5・7のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると1人につき2,000円減免されます。

対象者の人数は国保料納入通知書のしたの方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「・人」と記載されていますので複数人の場合は全員分申請しましょう。

平成29年度 国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、下記①の「保険料の減額」に該当している世帯です。区役所または支所の窓口で納期限（最後の納付月の末日）までに申請していただくことで保険料が軽減されます。

また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。

※ 平成29年度の申請が済みの場合は、再度申請する必要はありません。

【世帯単位（世帯主と被保険者全員）で判定する減免制度】		
減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
① 特別軽減 「保険料の減額（※）」に該当している世帯 ※詳しくは裏面の「保険料の減額」をご覧ください。	世帯主1人につき 年間2,000円 （加入月数により月割）	・保険証
② 2割減免 「保険料の減額」が適用されていない世帯で、平成28年中の所得の合計が「66万円＋35万円×被保険者数」以下の世帯	片等割額の2割	・保険証
③ 所得割減 以下の条件をすべて満たす世帯 ・平成28年中の所得が1,000万円以下の世帯 ・今年（申請時点の年）の最前所得が264万円以下の世帯 ・今年（申請時点の年）の最前所得が平成28年中の所得の8/10以下に減った世帯	所得割額の3割から7割	・世帯全員（世帯主と被保険者全員）の今年の収入がわかる資料（給与明細、帳簿など） ・保険証
④ 事業の休止・廃止 事業を休止・廃止したことにより、世帯の今年の最前所得が前年所得の8割以下に減った世帯	保険料額の7割	・被災証明書または被災認定書 ・被災証明書または被災認定書
⑤ 災害減免 災害により、居住する家屋に全壊（全壊）、半壊（半壊）、床上浸水の被害を受けた世帯	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または8割	・被災証明書または被災認定書 ・被災証明書または被災認定書

【個人単位で判定する減免制度】		
減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
⑥ 3割減免 平成28年12月31日現在、障害者の方（障害者手帳・障害者年金の交付を受けている方）または障害・療育の方		・障害者の方の障害がわかるもの

★ まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

「7」または「5」の場合
申請すればさらに「特別軽減」で1人につき年間2,000円減免されます。

「2」の場合
申請すればさらに「特別軽減」（1人につき年間2,000円減免）、または、障がい者、寡婦（寡夫）、65歳以上の方は「均等割」の3割が免除されます。

※（減額額⑥＝0）で、「所得割額④」に金額のある方
「空欄」の場合
●夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割（約15000円）が減免される場合があります。
●障がい者、寡婦（夫）、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
●所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。

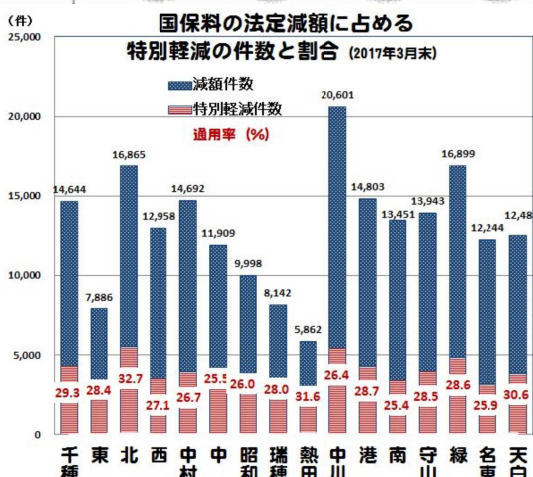
《見本：Aさん宅に届いた通知書》

④ 年間保険料額					保険料額⑧ (④+⑤-⑥-⑦)		差引増減額 (⑦-②)	
	所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	割合	減免額⑦			
前 回 (変更前)	円	円	円		円	円	円	
	*****	*****	*****	*	*****	*****	***** 円	
今 回 (変更後)	円	円	円		円	円	円	
	3,359	101,586	50,794	5	0	54,150	○×△区でかかる保険料額 54,150 円	

⑤ 月割額 (区分)					
納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
前 月					
当 月					

申請には平成28年中の所収

申請には平成28年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに市民税課に申告を。



申請は毎年必要です。保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けばどなたでも申請できます。（印鑑不要）

国保料や介護保険料などの負担は大変です。せめて保険料の減額（国制度）と減免（市独自制度）をフルに活用しましょう。65歳以上の方や低所得者の方など、申請すれば国保料を下げるができる場合が少なくありません。昨年度も皆さんへのお知らせを繰り返し、ようやく対象者の3割くらいまでが申請するようになりました。